

# 傍聴要領

## 1 傍聴手続

会議を傍聴しようとする方は、会議の開催時刻までに、受付で氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入場してください。

## 2 会議を傍聴するに当たって守っていただく事項

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、委員長の指示に従ってください。
- (2) 公然と意見を表明する等会議の妨害をしないでください。
- (3) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りではありません。
- (4) その他会議の支障となる行為をしないでください。

## 3 会議の秩序の維持

傍聴者が前項の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。